

「退職金定期預金 ひとまず2」

平成22年11月26日現在

商品名	自由金利型定期預金<M型> 【単利型】 退職金定期預金 ひとまず2 自由金利型定期預金 【単利型】 退職金定期預金 ひとまず2
販売対象	・「退職金定期預金 ひとまず」をご契約いただき、満期を迎えられたお客さま
期間	・定型方式 1年 ・非自動継続(一般定期)又は自動継続(元金継続式・元利金継続式)
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 ・1,000円以上 「退職金定期預金ひとまず」満期金額を上限とする。 (お預入はお一人様、一店舗、一回に限る) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・1,000円以上1,000万円未満 スーパー定期預金の店頭表示金利+0.3% ・1,000万円以上 大口定期預金の店頭表示金利+0.3% ・満期日以降に一括してお支払します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手数料	—————
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表「定期預金の中途解約利率一覧表」1、及び2の預入期間に応じた中途解約利率、及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払します。
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は、店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部信金相談室(9時~16時50分、電話:072-621-9312)にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人総合紛争解決センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部信金相談室又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他の参考となる事項	・非自動継続(一般定期) 満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続(元金継続式・元利金継続式) 満期(継続)日以後の金利は満期(継続)時点における当金庫所定のスーパー定期預金金利/大口定期預金金利となります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)